

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に関する  
意見募集の結果について

- ◇ 意見募集期間 平成 25 年 10 月 31 日～11 月 29 日
- ◇ 意見総数 延べ 80 件（19 団体・個人）
- ◇ 項目別意見数
  - 全体について 7 件
  - 第 1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針 20 件
  - 第 2 公的統計の整備に関する事項 20 件
    - 1 経済関連統計の整備 (2 件)
    - 2 分野別経済統計の整備 (1 件)
    - 3 人口・社会、労働関連統計の整備 (17 件)
  - 第 3 公的統計の整備に必要な事項 33 件
    - 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (6 件)
    - 2 統計リソースの確保及び有効活用 (11 件)
    - 3 統計調査環境の改善 (6 件)
    - 4 統計データの有効活用の推進 (8 件)
    - 5 国際協力及び国際貢献の推進 (2 件)
  - 第 4 基本計画の推進 0 件

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に関する意見の概要（事項別）

事項	意見数	意見の概要	No
基本計画全体	7件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第Ⅱ期基本計画面」だけを読んでも「第Ⅰ期基本計画」の総括・評価が必ずしも明らかではないので、簡単にでも第Ⅰ期基本計画の評価・総括を明らかにし、その評価・総括と第Ⅱ期基本計画の基本的方針との関係について説明してほしい。【個人】</li> <li>○ 第Ⅰ期基本計画と同様に、計画の根拠、公的統計の必要性、公的統計の現状及び課題について項目を設けて記載してほしい。【個人】</li> <li>○ 「視点」と「方針」の区分、第Ⅰ期基本計画の4つの視点とこれらとの対応が分かりにくい。【個人】</li> <li>○ 第2及び第3の表題からは、相互の関係が分かりにくい。また、第Ⅰ期基本計画と同様に、第2及び第3の冒頭に本文と別表の関係を記載してほしい。【個人】</li> <li>○ 第Ⅰ期基本計画と同様に、「現状・課題等」と「取組の方向性」に分けて記載すべきではないか。また、本文及び別表の記述を充実してほしい。【個人】</li> <li>○ 「各歳別表章」、「統計データの透明化」など、説明不足や唐突な用語の使用は避けてほしい。【個人】等</li> </ul>	1 2 3 4 5 6
第1-2 国際比較可能性 の確保・向上	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヨーロッパにおける統計の整合性確保に向けた動きなども踏まえ、我が国の統計についても、他国と整合性を確保できるよう整備されることを希望する。【個人】</li> <li>○ 本文の「なお、国際比較可能性の確保・向上に際しては、報告者の負担や実査可能性にも留意する。」のあとに、「新たな国際分類基準に基づいて、事後的に比較集計・分析も可能となるよう、回収原データについても長期保存・活用を図る。」を追加してほしい。【個人】</li> </ul>	7 8
第1-3 経済・社会の環境 変化への的 対応	18件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業女性に関するデータは、農林水産省の男女共同参画担当部署の努力もあって整備が進んでいる一方、漁業・水産業、林業に関する女性の統計データはまだまだ不十分です。特に林業については、統計データが不足しているため、林業分野における女性施策は、農業に比べて十分なものとはいえない。【個人】</li> <li>○ 男女別等統計（ジェンダー統計）の充実に関する記載があることを高く評価する。 しかし、近年の「防災白書」における死者を含む被災者統計に、年齢別の数字が含まれていることもあるが、更に、性別による被災状況（死者、行方不明者、負傷者など）の表示を可能な限り示すことを希望する。 なお、災害発生後直ちに整理することが無理な場合、可能な限り迅速に2、3年後の「防災白書」への記載が可能となるよう、地方公共団体その他関係機関の工夫と御尽力をお願いする。【個人】</li> </ul>	9 10

事項	意見数	意見の概要	No
		<p>○ 文部科学省科研費基盤研究の実施に際し、研究者に関するデータが極めて限定的である中、「学校教員統計調査」における「表 178 年齢別 職名別 性別 本務教員数」、「表 180 年齢区分別 専門分野別 本務教員数」は重要なデータである。</p> <p>しかし、表 178 の統計では全教員の職階ごとにおける男女比は把握可能だが、専門分野ごとの職階の男女比は把握できない。一方、表 180 の統計では、専門分野ごとの年齢構成は把握可能だが、それぞれが性別統計になっていない。</p> <p>男女共同参画の観点から大学教員の実態を把握するためには、【男女別】【分野別】【職階別】のデータが必要であり、我が国における著しく低い女性教員比率を増加させるには、しっかりと性別別統計が分野別、職階別で入手できることが重要であるため、早期にこれらの統計の整備に着手することを希望する。【個人】</p>	11
		<p>○ 「男女別等統計（ジェンダー統計）」という表現は、「男女別区分をはじめとした多重クロスの統計」という誤った認識を助長しかねない。また、ジェンダー統計とは、男女間の格差や差別の現状等を明らかにし、さらに政策の立案や修正・改善にも役立つ男女共同参画社会の形成に資する統計であるため、性別等表章区分に特化した「男女別等統計」という表現は、ジェンダー統計を極めて狭く捉えたものであるため、「ジェンダー統計（男女共同参画統計）」に修正してほしい。【個人2件】</p>	12
		<p>○ 第3次男女共同参画基本計画が示したジェンダー統計関連施策は、ジェンダー統計を「男女別等統計」と狭く捉え、かつ限られた分野で部分的に取り上げただけであることから、統計全般に関わる横断的な視点・方針を述べるに当たっては、「ジェンダー統計の拡充」一般にまで広げるよう、「基本計画に基づく」を「基本計画で取り上げられた男女別等統計（ジェンダー統計）関連施策を中心に、ジェンダー統計の充実のほかに」に修正してほしい。【個人】</p>	13
		<p>○ 例えば「ジェンダー統計の充実に向けては、総務省統計局と内閣府男女共同参画局が責任をもち、政府内・各府省内の統計担当部署と男女共同参画担当部署の双方が協力することが必要である」など、ジェンダー統計の充実に責任を持つ部署を明記してほしい。【個人】</p>	14
		<p>○ ジェンダー統計の充実について、どのように具体化するのかを「第2 公的統計の整備に関する事項」又は「第3 公的統計の整備に必要な事項」に記載してほしい。【個人3件】</p>	15
		<p>○ 女性の力の最大限の発揮のためには、女性はもちろんのこと、パートナーである男性のワーク・ライフ・バランスの改善が重要であり、男女個人々がワーク・ライフ・バランスを見直すことは、育児や家事をめぐる性別による役割の分業固定化の是正に寄与することから、第I期基本計画と同様に、ワーク・ライフ・バランスについて記載してほしい。【個人】</p>	16

事項	意見数	意見の概要	No
		<p>○ 不況によるリストラスや非正規雇用の増加、いわゆる「ブラック企業」の存在などにより、「貧困」、「孤立」、「社会的排除」、「過労死」、「自殺」など、個人の責任に帰すことのできない重大な影響を及ぼす事態が引き起こされており、これらの問題の解決なくして、女性の力の最大限の発揮も若者・高齢者等の活躍促進も望めないため、このような問題意識を「第1」に盛り込むとともに、「第2-3-（1） 社会保障全般に関する統計の整備」においても貧困に関する統計の整備について記載してほしい。【個人】</p> <p>○ 「第3次男女共同参画基本計画」では、第2分野（男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革）の4本の柱の一つに男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供を掲げており、施策実現のための客観的根拠として「政策のPDCAに男女共同参画の視点」を活かしてほしい。【個人】</p> <p>○ 女性差別や社会的弱者に対する差別は現在も根強く残っているため、それらの解消に資する基礎的データを収集・蓄積してほしい。また、ジェンダー統計は経済活性化、女性労働力の活用の観点でのみ必要とされているものではないことに留意し、この面に偏ることなく、現状を正確に映し出す観点と分析が必要ではないか。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計を政策の効率化や予算配分の都合に用いるばかりでは、女性差別撤廃条約の総括所見が求めるジェンダー統計に応えるものとはならず、差別のない社会をつくるための基本的統計という観点が薄いのではないか。【個人】</p> <p>○ 障害者基本法に明記された障害者の自立と社会参加を支援するための施策に活用するためのジェンダー統計の改善を歓迎します。一方、差別的状況に置かれている女性、複合差別を受けやすいマイノリティ、外国人、性的少数者などのジェンダー統計については、国連機関からも要請されているが、積極的な調査、収集への意欲が見当たらず、残念。【個人】</p> <p>○ 国連の障害者権利条約において、政策立案の際にエビデンスに基づいた統計データの重要性について明記されていること、障害者基本法の改正により、障害者の「性別」の状態に応じた施策を講じなければならぬとされたこと、第3次男女共同参画基本計画において複合差別の視点が記載されていること等を踏まえ、重点分野として障害者に関する統計の作成を記載してほしい。特に障害者雇用就業の分野は、就業率、雇用身分、賃金等の格差が存在しており、第1及び第2-3-（2）において記載することが必要。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計は、国際連合統計委員会、国際連合欧州経済委員会、国際連合開発機構の活動等を通じて国際的に広く認識されるようになっており、一層の充実が必要であることから、更なる記載の充実を図るべきではないか。例えば、①ジェンダー統計は、ジェンダー問題を把握し、解決のための政策を策定し、その進捗や成果を評価することに貢献するものであること、②公的統計の作成、分析及び公表の全過程においてジェンダーの視点を持つこと、③ジェンダー統</p>	17
		<p>○ 「第3次男女共同参画基本計画」では、第2分野（男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革）の4本の柱の一つに男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供を掲げており、施策実現のための客観的根拠として「政策のPDCAに男女共同参画の視点」を活かしてほしい。【個人】</p> <p>○ 女性差別や社会的弱者に対する差別は現在も根強く残っているため、それらの解消に資する基礎的データを収集・蓄積してほしい。また、ジェンダー統計は経済活性化、女性労働力の活用の観点でのみ必要とされているものではないことに留意し、この面に偏ることなく、現状を正確に映し出す観点と分析が必要ではないか。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計を政策の効率化や予算配分の都合に用いるばかりでは、女性差別撤廃条約の総括所見が求めるジェンダー統計に応えるものとはならず、差別のない社会をつくるための基本的統計という観点が薄いのではないか。【個人】</p> <p>○ 障害者基本法に明記された障害者の自立と社会参加を支援するための施策に活用するためのジェンダー統計の改善を歓迎します。一方、差別的状況に置かれている女性、複合差別を受けやすいマイノリティ、外国人、性的少数者などのジェンダー統計については、国連機関からも要請されているが、積極的な調査、収集への意欲が見当たらず、残念。【個人】</p> <p>○ 国連の障害者権利条約において、政策立案の際にエビデンスに基づいた統計データの重要性について明記されていること、障害者基本法の改正により、障害者の「性別」の状態に応じた施策を講じなければならぬとされたこと、第3次男女共同参画基本計画において複合差別の視点が記載されていること等を踏まえ、重点分野として障害者に関する統計の作成を記載してほしい。特に障害者雇用就業の分野は、就業率、雇用身分、賃金等の格差が存在しており、第1及び第2-3-（2）において記載することが必要。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計は、国際連合統計委員会、国際連合欧州経済委員会、国際連合開発機構の活動等を通じて国際的に広く認識されるようになっており、一層の充実が必要であることから、更なる記載の充実を図るべきではないか。例えば、①ジェンダー統計は、ジェンダー問題を把握し、解決のための政策を策定し、その進捗や成果を評価することに貢献するものであること、②公的統計の作成、分析及び公表の全過程においてジェンダーの視点を持つこと、③ジェンダー統</p>	18
		<p>○ 女性差別や社会的弱者に対する差別は現在も根強く残っているため、それらの解消に資する基礎的データを収集・蓄積してほしい。また、ジェンダー統計は経済活性化、女性労働力の活用の観点でのみ必要とされているものではないことに留意し、この面に偏ることなく、現状を正確に映し出す観点と分析が必要ではないか。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計を政策の効率化や予算配分の都合に用いるばかりでは、女性差別撤廃条約の総括所見が求めるジェンダー統計に応えるものとはならず、差別のない社会をつくるための基本的統計という観点が薄いのではないか。【個人】</p> <p>○ 障害者基本法に明記された障害者の自立と社会参加を支援するための施策に活用するためのジェンダー統計の改善を歓迎します。一方、差別的状況に置かれている女性、複合差別を受けやすいマイノリティ、外国人、性的少数者などのジェンダー統計については、国連機関からも要請されているが、積極的な調査、収集への意欲が見当たらず、残念。【個人】</p> <p>○ 国連の障害者権利条約において、政策立案の際にエビデンスに基づいた統計データの重要性について明記されていること、障害者基本法の改正により、障害者の「性別」の状態に応じた施策を講じなければならぬとされたこと、第3次男女共同参画基本計画において複合差別の視点が記載されていること等を踏まえ、重点分野として障害者に関する統計の作成を記載してほしい。特に障害者雇用就業の分野は、就業率、雇用身分、賃金等の格差が存在しており、第1及び第2-3-（2）において記載することが必要。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計は、国際連合統計委員会、国際連合欧州経済委員会、国際連合開発機構の活動等を通じて国際的に広く認識されるようになっており、一層の充実が必要であることから、更なる記載の充実を図るべきではないか。例えば、①ジェンダー統計は、ジェンダー問題を把握し、解決のための政策を策定し、その進捗や成果を評価することに貢献するものであること、②公的統計の作成、分析及び公表の全過程においてジェンダーの視点を持つこと、③ジェンダー統</p>	19
		<p>○ ジェンダー統計を政策の効率化や予算配分の都合に用いるばかりでは、女性差別撤廃条約の総括所見が求めるジェンダー統計に応えるものとはならず、差別のない社会をつくるための基本的統計という観点が薄いのではないか。【個人】</p> <p>○ 障害者基本法に明記された障害者の自立と社会参加を支援するための施策に活用するためのジェンダー統計の改善を歓迎します。一方、差別的状況に置かれている女性、複合差別を受けやすいマイノリティ、外国人、性的少数者などのジェンダー統計については、国連機関からも要請されているが、積極的な調査、収集への意欲が見当たらず、残念。【個人】</p> <p>○ 国連の障害者権利条約において、政策立案の際にエビデンスに基づいた統計データの重要性について明記されていること、障害者基本法の改正により、障害者の「性別」の状態に応じた施策を講じなければならぬとされたこと、第3次男女共同参画基本計画において複合差別の視点が記載されていること等を踏まえ、重点分野として障害者に関する統計の作成を記載してほしい。特に障害者雇用就業の分野は、就業率、雇用身分、賃金等の格差が存在しており、第1及び第2-3-（2）において記載することが必要。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計は、国際連合統計委員会、国際連合欧州経済委員会、国際連合開発機構の活動等を通じて国際的に広く認識されるようになっており、一層の充実が必要であることから、更なる記載の充実を図るべきではないか。例えば、①ジェンダー統計は、ジェンダー問題を把握し、解決のための政策を策定し、その進捗や成果を評価することに貢献するものであること、②公的統計の作成、分析及び公表の全過程においてジェンダーの視点を持つこと、③ジェンダー統</p>	20
		<p>○ 女性差別や社会的弱者に対する差別は現在も根強く残っているため、それらの解消に資する基礎的データを収集・蓄積してほしい。また、ジェンダー統計は経済活性化、女性労働力の活用の観点でのみ必要とされているものではないことに留意し、この面に偏ることなく、現状を正確に映し出す観点と分析が必要ではないか。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計を政策の効率化や予算配分の都合に用いるばかりでは、女性差別撤廃条約の総括所見が求めるジェンダー統計に応えるものとはならず、差別のない社会をつくるための基本的統計という観点が薄いのではないか。【個人】</p> <p>○ 障害者基本法に明記された障害者の自立と社会参加を支援するための施策に活用するためのジェンダー統計の改善を歓迎します。一方、差別的状況に置かれている女性、複合差別を受けやすいマイノリティ、外国人、性的少数者などのジェンダー統計については、国連機関からも要請されているが、積極的な調査、収集への意欲が見当たらず、残念。【個人】</p> <p>○ 国連の障害者権利条約において、政策立案の際にエビデンスに基づいた統計データの重要性について明記されていること、障害者基本法の改正により、障害者の「性別」の状態に応じた施策を講じなければならぬとされたこと、第3次男女共同参画基本計画において複合差別の視点が記載されていること等を踏まえ、重点分野として障害者に関する統計の作成を記載してほしい。特に障害者雇用就業の分野は、就業率、雇用身分、賃金等の格差が存在しており、第1及び第2-3-（2）において記載することが必要。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計は、国際連合統計委員会、国際連合欧州経済委員会、国際連合開発機構の活動等を通じて国際的に広く認識されるようになっており、一層の充実が必要であることから、更なる記載の充実を図るべきではないか。例えば、①ジェンダー統計は、ジェンダー問題を把握し、解決のための政策を策定し、その進捗や成果を評価することに貢献するものであること、②公的統計の作成、分析及び公表の全過程においてジェンダーの視点を持つこと、③ジェンダー統</p>	21
		<p>○ 国連の障害者権利条約において、政策立案の際にエビデンスに基づいた統計データの重要性について明記されていること、障害者基本法の改正により、障害者の「性別」の状態に応じた施策を講じなければならぬとされたこと、第3次男女共同参画基本計画において複合差別の視点が記載されていること等を踏まえ、重点分野として障害者に関する統計の作成を記載してほしい。特に障害者雇用就業の分野は、就業率、雇用身分、賃金等の格差が存在しており、第1及び第2-3-（2）において記載することが必要。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計は、国際連合統計委員会、国際連合欧州経済委員会、国際連合開発機構の活動等を通じて国際的に広く認識されるようになっており、一層の充実が必要であることから、更なる記載の充実を図るべきではないか。例えば、①ジェンダー統計は、ジェンダー問題を把握し、解決のための政策を策定し、その進捗や成果を評価することに貢献するものであること、②公的統計の作成、分析及び公表の全過程においてジェンダーの視点を持つこと、③ジェンダー統</p>	22
		<p>○ ジェンダー統計は、国際連合統計委員会、国際連合欧州経済委員会、国際連合開発機構の活動等を通じて国際的に広く認識されるようになっており、一層の充実が必要であることから、更なる記載の充実を図るべきではないか。例えば、①ジェンダー統計は、ジェンダー問題を把握し、解決のための政策を策定し、その進捗や成果を評価することに貢献するものであること、②公的統計の作成、分析及び公表の全過程においてジェンダーの視点を持つこと、③ジェンダー統</p>	23

事項	意見数	意見の概要	No
		計の充実のために統計担当部署におけるジェンダー統計担当係の設置などを記載してはどうか。【個人】	
第2-1 経済関連統計の 整備	1件	○ 「経済関連統計の整備」と「分野別経済統計の整備」の区別が分かりにくい。【個人】	24
第2-1-(3) サービス産業に 係る統計の整備	1件	○ 『公的統計の活用による』的確な現状把握と政策決定に向けて（2011年5月17日経団連提言）において、サービス関連の基礎統計の改善について、①サービス産業動向調査の調査対象や項目の拡充、②サービス産業の特性を踏まえたサービスの実態を捉える取組が求められているのに対し、今回の計画案では、①サービス産業動向調査の基幹統計化の検討、②第三次産業活動指数の基幹統計化の可否の検討に加え、③サービス産業に係る統計の横断的整備として、関係府省の協力を得て、付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研究を進めることが明記されており評価できる。特に③のサービス産業に係る統計の横断的整備に関しては、検討を急ぎ、実効性ある施策が講じられることを期待する。【団体】	25
第2-2 分野別経済統計 の整備	1件	○ 農林水産分野の統計の一部がなくなっているが、全面的に廃止するのではなく、5年ごとに統計を作成するなど、定期的な整備を希望する。【個人】	26
第2-3 人口・社会、労働 関連統計の整備	3件	○ 自分が住んでいる自治体の現状をジェンダーの観点で見るとどうなのかというのは、大きな関心事であり、また、他自治体との比較、全国平均なども不可欠の要素となるため、多くの統計調査において、ジェンダー統計を作成・提供されるよう、本項目に「第3次男女共同参画基本計画」に基づきジェンダー統計を作成・提供する旨を記載してほしい。【団体】	27
		○ 第I期基本計画と同様に、ジェンダー統計と関連する男女の生活及びワーク・ライフ・バランスに関する項目を追加してほしい。【個人】	28
		○ 「(1) 社会保障全般に関する統計の整備」と「(2) 人口減少社会に対応した統計の整備」は、順番を逆にすべきではないか。【個人】	29
第2-3-(1) 社会保障全般に 関する統計の整 備	2件	○ 日本は障害児者に関する調査及び統計の整備が遅れており、これが障害児者に対する政策の立ち遅れにつながっている。また、身体、知的、精神障害の種別の中でも精神障害者に関する統計が少なく、定義が難しいとはいえず、福祉・教育・雇用などあらゆる領域で特別な支援が必要とされている発達障害児者については、さらに限られた統計しかない。さらに、障害児者の介護にあたっている家族の状況について、福祉、教育、生活時間統計等により把握し、その支援	30

事項	意見数	意見の概要	No
		に役立てられる統計を整備してほしい。【個人】	
		○ 不況によるリストラや非正規雇用の増加、いわゆる「ブラック企業」の存在などにより、「貧困」、「孤立」、「社会的排除」、「過労死」、「自殺」など、個人の責任に帰すことのできない重大な影響を及ぼす事態が引き起こされており、これらの問題の解決なくして、女性の力の最大限の発揮も若者・高齢者等の活躍促進も望めないため、このような問題意識を「第1」に盛り込むとともに、「第2-3-1」 社会保障全般に関する統計の整備」においても貧困に関する統計の整備について記載してほしい。【個人】	31
第2-3-(2) 人口減少社会に 対応した統計の 整備	2件	○ 欧州統計家会議 (CES) の「ガイドライン」だけでなく、他の国際機関の取組内容 (欧州連合統計局のHEATUS, 国連のICTUS, オックスフォード大学社会学部付属生活時間研究所 (CTUR) のMTUS等) も参考にして、次期の社会生活基本調査の調査内容を検討してほしい。【個人】	32
		○ 国連の障害者権利条約において、政策立案の際にエビデンスに基づいた統計データの重要性について明記されていること、障害者基本法の改正により、障害者の「性別」の状態に応じた施策を講じなければならぬとされたこと、第3次男女共同参画基本計画において複合差別的視点が記載されていること等を踏まえ、重点分野として障害者に関する統計の作成を記載してほしい。特に障害者雇用就業の分野は、就業率、雇用身分、賃金等の格差が存在しており、第1及び第2-3-(2)において記載することが必要。【個人】	33
第2-3-(3) 教育をめぐる状 況変化等に対 した統計の整備	1件	○ 文部科学省が作成している「学校基本調査」には調査票に性別の記入欄があるにも拘らず、特別支援学級の児童生徒については性別集計がなく、普通学級の障害者は集計自体がない。つまり、年齢、障害種別、障害の程度等の区分とのクロスが不十分なので、調査票の段階から、「障害の種類別」×「程度別」×「年度別」×「年齢別」×「性別」等の質問項目を設け、クロス集計によって実態把握が可能となる統計表の作成を希望する。【個人】	34
第2-3-(4) 企業活動の変 化等に対 した 労働統計の整備	9件	○ 労働者区分に関する厚生労働省案では、「直接・間接雇用の視点」における間接雇用に該当する雇用形態として、「派遣労働者」(事業所対象調査)及び「労働者派遣事業所の派遣社員」(世帯対象調査)を挙げているが、間接雇用には派遣労働者以外に、業務請負業の事業主に雇用され発注元事業所内において就労する労働者(請負労働者)も存在しており、実態に即した間接雇用を捉えるためには、このような請負労働者を除外すべきではなく、事業所調査及び世帯調査における把握の仕方について検討が必要と考える。【個人2件】	35
		○ 「労働力調査」や「就業構造基本調査」では、「職場の呼称」によって調査をしているにもかかわらず、「労働者派遣事業所の派遣社員」についてだけ「労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人を含みます」(「労働力調査特定調査票の記入のしかた」と指示されており、請負労働者が「派遣社員」又は「派遣	36

事項	意見数	意見の概要	No
		<p>労働者」と呼ばれていても、これらの調査においては、派遣社員を選択することができない。このため、直接雇用・間接雇用の視点で雇用実態を的確に把握するに当たっては、職場における呼称ではなく、「雇用関係のある事業所で就労しているか、雇用関係のないところで就労しているか」を基準に調査すべきと考える。具体的には「給与（賃金）をもっている事業所で就労していますか、それとも別の事業所で就労していますか」（ただし、出向は除く）という質問項目を設けるべきではないか。【個人】</p>	
		<p>○ 上記の点に関連して、「経済センサス」では、調査票の記入の仕方において「別経営の事業所から派遣されて働いている人等」を「労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら、この事業所で働いている人等をいいます。別経営の事業所から業務請負によりこの事業所の一区画で働いている人は、この派遣されている人には含めません」とされているが、これでは調査対象の事業所が業務請負業の形態で何人の労働者を請負業者から受け入れているかは把握できない。「経済センサス」に再編される前の「事業所・企業統計調査」では業務請負の労働者も「別経営の事業所から派遣されて働いている人等」に含まれており、元に戻すべきと考える。【個人】</p>	37
		<p>○ 「就業構造基本調査」における1週間の就業時間に関する質問の選択肢に、労働基準法で定められた上限である「40時間」の区分がないため（平成24年調査では「35～42時間」）、改善すべきと考える。【個人】</p>	38
		<p>○ 雇用均等基本調査は、ワーク・ライフ・バランスや雇用管理における男女平等の状況を知る上で極めて重要な調査であるため、非正規雇用者を含む従業員の個人調査を毎年実施してほしい。その際、従業者の属性について、統計ニーズを踏まえて、データの利便性に配慮した表章を行ってほしい。【個人】</p>	39
		<p>○ 不払い残業時間の数量的実態を把握する統計が日本にはないため、国際比較可能性の向上の観点からも、労働力調査において残業時間（支払い残業時間及び不払い残業時間）を把握する項目の追加を検討してほしい。【個人】</p>	40
		<p>○ 男女間賃金格差をもたらす要因の一つである諸手当の性別データは、「平成13年度女性雇用管理基本調査」を除き、我が国の賃金に関する公的統計において明らかなになっていないため、対象企業数や規模などを考慮すると「賃金構造基本統計調査」が望ましいが、さしあたり「就労条件総合調査」で当該データを調査・公表してほしい。【個人】</p>	41
		<p>○ 放射線被曝量、性別、年齢別、雇用形態別の原発労働者の数等に関する統計データの充実を記載してほしい。【個人】</p>	42
第3-1-(2) 行政記録情報等の 利活用の推進	4件	<p>○ 個人番号が統計に活用され、個人情報情報が統一的に管理されるようになると、個人のプライバシーが確保されなくなる。それにもかかわらず、たとえそれによって得られる情報の利用が統計のために限られるとしても、統計調査への回答、刑罰を科してまで義務づけることに對して納得できないので、本項目のイは、削除すべきと考える。【個人】</p>	43
		<p>○ 個人情報の保護は、公的統計に係る国民からの協力を得る上で不可欠であることから、「個人番号の利用範囲の拡大</p>	44

事項	意見数	意見の概要	No
		に関する番号法の見直しに併せて」の後に「特定個人情報情報の保護に留意しながら」を追加すべきではないか。【個人】	
		○ 報告者の負担軽減の観点から、統計調査における行政記録情報等の一層の活用が望まれるが、その大前提として企業や個人の個別情報の保護に万全を期すべきことについて、第Ⅱ期基本計画にも記載してほしい。【団体】	45
		○ 行政記録情報等を活用したことは、調査方法の一環として、その統計を理解する上で必要な情報であるので、個々の調査の結果公表において、どの項目にどの行政記録情報等を使用したのか、調査票総数の中で占める割合などを公表するなどのルールを検討してほしい。【個人】	46
第3-1-(3) オンラインを利用した調査の推進	1件	○ オンライン調査の推進については、オンライン率の向上を目標とすると、使い勝手が悪いシステムにも関わらず使用を強制されてかえって報告者の負担が増したり、報告者ではなく調査票の提出ルート上の経由機関が入力してオンライン化と称したりする事態が発生しかねないので、より多く利用されるよう利便性の向上に取り組みることが趣旨である旨を記載してほしい。【個人】	47
第3-1-(4) 統計基準等の見直し	1件	○ 自分が住んでいる自治体の現状をジェンダーの観点で見るとどうなのかというのは、大きな関心事であり、また、他自治体との比較、全国平均なども不可欠の要素となるため、多くの統計調査において、ジェンダー統計が作成・提供されるよう、「標準的な」の前に「原則として男女別表章とする等」を追記してほしい。【団体】	48
第3-2-(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	5件	○ 依然厳しい状況下にある地方統計機構において、必要な人材を確保し、地方統計活動の活性化を図ることは極めて重要であり、現行計画でも地方統計機構の取組を支援する旨が記載されていたが、現行計画期間中に取組が大きく進んだという事実はないにもかかわらず、変更案にはこの旨が盛り込まれていないので、しっかりと盛り込んでほしい。【個人】	49
		○ 地方公共団体や統計調査員による調査票の不正な記入があったことから、地方公共団体や統計調査員に不正・不適切な行為があれば発覚する仕組みの確立も計画するべきではないか。【個人】	50
		○ 統計調査事務地方公共団体委託費の関係では、個別の調査の委託費だけではなく、地方公共団体の統計担当職員配置のための恒常的経費についても見直しや検討を計画するべきではないか。【個人】	51
		○ 第Ⅰ期基本計画に記載されていた地方公共団体の役割、重要性等を継承しつつ、地方統計の現状に即して記載を充実してほしい。また、分野別経済統計においても地方表章の視点を盛り込むなど、別表についても、第Ⅰ期基本計画を参考にさらに具体化してほしい。【個人2件】	52
第3-2-(3) 統計職員等の人	2件	○ ジェンダー統計の充実のためには、統計職員等に対するジェンダー統計の研修も必要であることから、別表の「…ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施する…」に、ジェンダー統計の見地も考慮する旨を追記すべき	53



事項	意見数	意見の概要	No
材育成・確保		ではないか。【個人】	
第3-2-(4) 災害発生時等の 備え	1件	○ 大学教員や学会等も潜在的資源として大きく、積極的に統計職員に対する研修にも活用すべきと考え、別表の「…統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。」に、大学や研究機関・関係学会とも協力する旨を追記すべきではないか。【個人】	54
第3-2-(5) 民間事業者の活 用	3件	○ 被災と被災者の生活に関する統計調査を事前に想定・準備しておくことが必要であり、被災下の生活等に関する特別調査の実施等について課題として整理すべきではないか。【個人】 ○ 変更案では、企画立案業務等の中核業務は国自ら行うことが必要であるとして、民間事業者の活用に慎重なスタンスをとるが、各府省における企画立案業務において、民間事業者の創意工夫や知見を活用する余地はあり得る。併せて、民間事業者の一層の活用促進や委託コストの軽減に向けた、複数年契約を可能とする国庫債務負担行為のさらなる拡充が必要であり、これらの点については、次期計画の運用面において柔軟に対応することが肝要と考え。【団体】 ○ 本文第2パラグラフの「特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査」について、具体的に明示すべきではないか。【個人】	55
第3-3 統計調査環境の 改善	1件	○ 本文第3パラグラフの「民間事業者の体制」、同じく第4パラグラフの「これまでの取組」とはそれぞれ何か、具体的に記載してほしい。【個人】	57
第3-3-(1) 統計ニーズの 確な把握	2件	○ 調査の報告者となる者については、広報・啓発など一方的事項が多く、意見を聞く場が具体的に計画されていないので、統計利用者についてのアンケート調査や意見交換と同様に、計画するべきではないか。【個人】 ○ ジェンダー統計利用者との意見交換が、統計の改善及び統計利用者の理解促進のために必要であるが、統計ニーズを把握するための現在の方法（統計委員会と統計利用者との意見交換会やアンケート）では十分とはいえないため、別表に、ジェンダー統計等の学術・研究機関や女性団体等の一般市民を含む統計利用者との定期的で恒常的な対話・連携を支援する旨を追加してほしい。【個人】	58
第3-3-(2) 統計の品質保証	2件	○ 統計利用者には障害者がいることも想定して、統計利用者等との意見交換会に障害当事者への参画の機会を設けることを希冀する。【個人】 ○ 統計の品質保証活動については、国際的な議論を参考としつつ、品質の範囲をより包括的にした府省横断的な議論とより具体的な内容が第II期基本計画に盛り込まれることを期待する。【個人】	61
			62

事項	意見数	意見の概要	No
活動の推進		○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の策定及び当該ガイドラインに基づく品質評価の実施に向けた取組については、評価できるが、国際的「統計の品質」論は、統計データにとどまらず、統計作成過程や統計制度を含むものであり、第1の大きな枠組みとして記述すべきではないか。【個人】	63
第3-3-(4)統計リテラシー等の向上	1件	○ 別表の「研修内容について、…ニーズに即したものになるよう充実を図る。」について、「ニーズに即し、男女共同参画の視点も取り入れたものとなるよう充実を図る。」に修正してほしい。【個人】	64
第3-4統計データの有効活用の推進	1件	○ 変更案に、国民経済計算に関して長期時系列計数の提供を進める旨が記載されていることは喜ばしいが、国民経済計算にとどまらず、各府省における重要統計についての時系列データの整備と提供を奨励し、過去のデータの保存、時系列分析のためのデータ提供を進めることが望ましいと考える。【個人】	65
第3-4-(1)調査票情報等の提供及び活用	8件	○ 2007年に実施された「就業構造基本調査」について、早期に匿名データの利用が可能となるよう希望する。【個人】 ○ 本文の「なお、今後も引き続き、調査実施部局における調査票情報等の適切な保管を徹底する。」の後に、統計データ・アーカイブ（仮称）を作成し行政資料・研究資料として長期的な活用を図る旨を追加してほしい。【個人】 ○ 統計データの有効活用の推進の一環として、過去の統計活動の基本資料を蓄積するデータ・アーカイブは不可欠であることから、その構築に向けた課題、課題を解決するための方向性等を本文及び別表に記載してほしい。【個人】 ○ 個別の調査票情報が、もともとの調査の集計公表以外にも利用されることで広報されていないので、調査実施時にその点も広報するなど、一般向けの周知の強化も計画するべきではないか。【個人】	66 67 68
		○ プログラム送付型集計・分析のシステムに関しては、「Luxemburg Income Study (LIS)」のようなシステムを作成すれば、分析に非常に適切な環境になると考える。【個人】	70
		○ 匿名データの作成及び提供に当たっては、経済政策に関する特定の効果を明確化するために重要となる情報が排除されないよう十分留意する必要がある。仮に情報の匿名性がさらに強化された場合、データの分析が非常に不明瞭なものとなり、政策の焦点を的確に判断することが困難となるおそれがある。【個人】	71
		○ 新しい分類枠組みの採用や再コード化など、調査票原票が必要な場合も度々生じるため、プライバシーの確保は重要であるものの、何らかの方式で調査票原票の保管・アーカイブ化が必要であり、別表の「整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、」の記述は削除すべきではないか。【個人】	72
		○ 行政記録情報等の活用があるなど調査票情報が必要と本人が記入したことだけでは限らない状況であるので、一定の手続きをすれば本人に開示するなど、統計法の調査票情報について本人関与の仕組みを検討してほしい。【個人】	73

事項	意見数	意見の概要	No
第3-5-(2) 発展途上国等への支援	2件	<p>○ 発展途上国の統計関係者にも、統計活動の基本的視点の一つとしてジェンダー統計を伝えることが必要であり、国際的にも求められていることから、本文の「…諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努める。」を「…諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、ジェンダー統計を含む統計分野における積極的な国際貢献に努める。」に修正してほしい。【個人】</p> <p>○ ジェンダー統計に関する技術援助の歴史や今後の継続の必要性を記載してほしい。【個人】</p>	74
			75